



平成 18 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 ドリームテクノロジー株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 池田 均  
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)  
問 合 せ 先 管理部長 丹澤 準二  
電 話 0 3 ( 6 7 7 0 ) 7 0 0 7

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 22 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。管理部は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析した上で対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役社長、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、かかる事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

管理部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役に報告する。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、執行役員制度をより一層充実させ、部門ごとの責任を明確化した上で、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役社長、取締役及び執行役員で構成する経営会議の中で、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規則」他各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社では、連結子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討の上、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて連結子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役の職務を補助すべき組織として、管理部がこれを担当する。監査役がこれ以外に職

務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役と協議の上、合理的な範囲で、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。

#### **7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

#### **8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。

取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

以上